

蘇遙会会員名簿原簿利用規定(平成17年5月27日制定・施行)

- 1) 調査カード, 情報誌(名称変更予定), 会員名簿の発送
- 2) 名簿原簿の修正
- 3) 社会環境工学科教室(学科名変更により平成18年4月より変更)からのアンケートなどの連絡
- 4) クラス会や支部総会などの開催のための名簿提供
(クラス世話役や支部代表幹事など前もって蘇遙会事務局に登録をした人にもみ提供)
- 5) 工業会との情報交換
- 6) 以上5項目に限る
- 7) 変更する場合は運営委員会で審議する

◎委託に関する事項

蘇遙会は, 業務の遂行上, 調査カードの印刷や名簿の印刷などを外部に委託する場合, 個人情報 を適正に取り扱っている委託先を選定し, 個人情報の守秘義務契約を結び適切な管理を実施します。

注) 上記4) についてクラス世話人や支部代表幹事の方は事前の登録が必要となります。至急登録をお願いします。

*クラス世話人の登録に必要な事項

卒業年次, 連絡先・住所・電話, クラス世話人であることを証明するもの(クラス会の案内状のコピー, クラスの3名以上の同意書など), E-mailアドレス(お持ちの方のみ)

*支部代表幹事の登録に必要な事項

支部名, 卒業年次, 連絡先・住所・電話, 支部幹事名簿, E-mailアドレス